



マネージメント・レター No.1
組織再編の手法～純粋持株会社について～

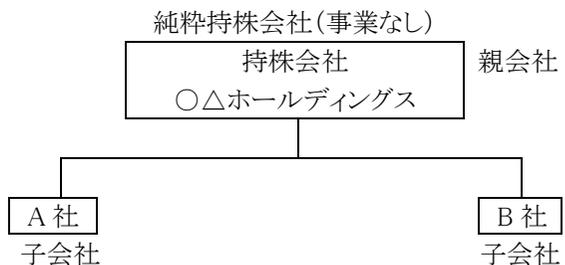
M&A 手法の一つに「持株会社」がありますが、独占禁止法によって禁止されていた「純粋持株会社」の設立が 1997 年に解禁されて以降「合併」の代替手段として利用する企業も多くなっています。

「持株会社」の定義は、他の会社を支配する目的で他の会社の株式を保有する会社をいい、子会社の株式の取得価額の合計額の、当該会社の総資産額に対する割合が50%を超える会社と定義されています。

【統合前】



【統合後】



「純粋持株会社」とは、事業を持たず株式の所有を通じて他の会社の事業活動を支配することを目的としている会社であり、「合併」との根本的な違いは「合併」が2以上の会社が総合的に完全に1つの会社になるのに対し、持株会社(ここでは純粋持株会社とします)はそれぞれの会社が持株会社の子会社として存続するという点です。

【持株会社による経営統合のメリット】

- ・各会社の独立性が一定程度保つことが可能である。
- ・経営に関する意思決定を持株会社として統一して行うことができる。
- ・経営陣等各会社の組織の摩擦を回避し時間をかけて融合できる。
- ・傘下企業間の統制により、組織全体へ及ぶリスクの分散、遮断、回避を図ることができる。
- ・さらなる M&A が容易となる。

【持株会社による経営統合のデメリット】

- ・分社化によるグループ一体感の欠如。
- ・別会社化したことによって傘下の事業のシナジー効果(相乗効果)が薄れる危険性がある。
- ・業務の非効率化、煩雑化など。

なお、税制面においては事業会社同士の所得通算が可能となる連結納税制度の導入がありますが、様々な要件があり、また導入によるメリット、デメリットを十分熟慮する必要があります。

組織再編チームでは多種多様な組織再編の手法の中で「関与先様と関与先様のお客様にとって1番よい手法は何か？」を考えご提案いたしております。